

機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する規則

昭和58年1月13日
公安委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第43条の7の規定に基づき、機械警備業者の即応体制の整備の基準に関する事項を定めるものとする。

(即応体制の整備の基準)

第2条 法第43条の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の配置の基準は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報(へき地等に所在し、かつ、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に警備業務対象施設の近隣に居住するその管理者に連絡して事実を確認すること等必要な措置を講ずることができる)と山口県公安委員会が認めた警備業務対象施設に係るものを除く。)を受信した場合にその受信の時から25分(別表に掲げる区域内に所在する警備業務対象施設に係るものにあつては、30分)以内に現場に警備員を到着させることができることとする。

(即応体制の整備の推進)

第3条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び現場における警備員による事実の確認その他の措置がより効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。

別表(第2条関係)

- | | |
|---|--|
| 1 | 下関市のうち平成17年2月12日における豊浦郡菊川町、豊田町及び豊北町の区域 |
| 2 | 山口市のうち平成17年9月30日における佐波郡徳地町の区域及び平成22年1月15日における阿武郡阿東町の区域 |
| 3 | 萩市のうち平成17年3月5日における阿武郡川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村及び福栄村の区域 |
| 4 | 岩国市のうち平成18年3月19日における玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域 |
| 5 | 長門市のうち平成17年3月21日における大津郡三隅町、日置町及び油谷町の区域 |
| 6 | 美祢市のうち平成20年3月20日における美祢郡美東町及び秋芳町の区域 |
| 7 | 周南市のうち平成15年4月20日における都濃郡鹿野町の区域 |

- 8 大島郡周防大島町の区域
- 9 熊毛郡上関町の区域
- 10 阿武郡阿武町の区域